

法曹養成制度と世紀の転換点の大学

小野 秀 誠

1 はじめに

近世法制史の示すところによれば、ドイツの大学の設立は、いつもそれぞれの時代の新しい生活様式を基礎づけてきた。一五二〇年のウィッテンベルグ (Wittenberg) 大学の設立は、宗教改革とメランヒトンの教育改革を、イエズス会の大学の設立はドイツの反宗教改革を象徴し、プラデンブルクによるハレ (Halle) 大学の設立 (一六九四年) は、プロイセン的自然法論の誕生の時とみなされた。中部ドイツの敬虔主義の精神から発足したこの大学の設立によって、君主と中部ドイツの初期敬虔主義の担い手の結合関係が生じたのである。⁽¹⁾

時代が下っても、このような基礎づけは変わらない。一

八一〇年のベルリン大学の設立はフンボルトの教養思想の勝利を象徴し、一七三七年のゲッティンゲン (Göttingen) 大学の創立も、進歩的西ヨーロッパ的啓蒙主義を示すものであり、のちの一八三七年に、ゲッティンゲン七教授事件が生じたのは、それに対する反動を象徴していた。

一九世紀後半から二〇世紀の初頭は、ドイツ学術の黄金時代であった。しかし、二度の大戦は、ドイツの大学の世界的な優位を失わせ、さらに、二〇世紀後半は、大衆化時代にそくして、大学の大型化をもたらした。

二〇世紀末、世紀の転換点における変化の特徴は、アメリカ型の職業志向性である。大陸の大学でも、フランスの大学は、比較的職業教育を優先してきた。他方、フンボルト理念に立脚するドイツの大学は、伝統的に研究と教育の

統合を目ざしてきた。これに対し、教育における思想や生活様式の観点が後退し、大学教育のマニユアル化、技術化が進んだ。科学や技術の拡大が一般的思考様式にも影響を与えた結果であり、専門学校化ともいえる。これを象徴するのが、一方では、一九九〇年代の法律系の専門大学の誕生であり、一般の大学へのその波及であった。二〇〇二年の法曹養成におけるドイツの改正法も、部分的にはこの系譜に属する。本稿は、世紀の転換点における変容をとくにドイツの法曹養成について検討するが、その基礎は、大学全般の問題でもある。

以下では、まず、改革に対する対応をノルトライン・ヴェストファーレン(Nordrhein-Westfalen)州を例に検討し、つぎに授業料の有料化への対応、国家試験の動向などを検討しよう。⁽²⁾

II 法曹養成の改革と各州における対応

1 二段階法曹養成制度の基本構造

ドイツでは、法曹養成に関する連邦のドイツ裁判官法(DRiG)は大綱を定めるのみで、これを具体化するの
は、各州の法曹養成に関する法である。〇二年の改正法に

対応して、各州で行われている改革をも考察する必要がある。⁽³⁾以下では、全般的な変革のほか、細部では西ドイツの大州であるノルトライン・ヴェストファーレン州を中心に、付加的に、南ドイツのバイエルン(Bayern)州の改革を概観しよう。

ノルトライン・ヴェストファーレン州は、ウィーン会議(一八一四年)以降、プロイセン領ラインランド(Rhein-provinz)の北半分をなしていた。ドイツの実務研修制度は、プロイセンを嚆矢とするが、その他の州では、導入された時期は必ずしも同一ではない。

ドイツの二段階教育制度は、他の大陸諸国とも異なるものであるが、その歴史はそれほど古いものではなく、一八世紀のプロイセン法にさかのぼるにすぎない。それは、一七九三年以来、司法官僚と行政官僚に対してされた国家試験に由来するのである。もともと実務研修は行政機関によってされていたが、一八一七年以来、法学教育(Rechtstudium)が、一八六九年以来、実務研修(Vorbereitungsdienst)が司法機関によってもされるようになった。また、実務研修は、第二次大戦まで、司法と行政で別個になされていた。ほかのラントも同様のシステムを

(3) 法曹養成制度と世紀の転換点の大学

受容したが、必ずしも同一ではなく、これが統一されたのは、ようやく一九三四年であった。

このような制度がとられた理由は、さまざまな地域からなる一八世紀のプロイセン国家にとって、能力ある同質の司法、行政官僚を獲得することが必要だったことにある。プロイセンは、いちじるしく官僚国家的傾向を有したからである(そこで、弁護士や公証人についても、あまり独立性のない独自の資格制度を採用していた)。また、大学における普通法教育だけではなく、地域的美定法、とくにALLRIIプロイセン一般ラント法典(一七九四年)を学ばせることにも動機があった。さらに一九世紀には、政治的動機が加わった。すなわち、行政にも司法的教育を入れることは法治国家の理念に合致するものであったし、実務研修と国家試験は、大学の国民主義的あるいは民主的動きに対抗する機能をも果たしたのである。

ノルトライン・ヴェストファーレン州では、実務研修制度の導入は一八六九年であった。そして、同州の法曹養成の構造には、この時期から基本的には変更が行われていないから(二〇〇三年までの少なくとも一三四年間)、この端緒的な形態が基本的には維持されてきたのである。一九

世紀においても、実務研修に入るためには国家試験に合格することが必要であり(一八七一年の統一前の各ラントによる)、そのためには、大学において最低三年の勉学をすることが必要であった。今日では、三年半が標準年月とされる。最短期間は二年である。書面試験、口述試験のほか、一九〇八年に導入された監督下の課題作業(Aufsichtarbeit)も、州によっては残されている⁽⁴⁾。

二〇〇三年七月施行の改正法(二〇〇二年法、以下二〇二年改正法という)は、この基本構造を変革した。試験は、国家試験による必修科目の試験と大学のする重点科目の試験に分割されたのである。後者は、第一次国家試験の全成績の三〇%に達する。これによって、大学が、実務研修のための国家試験の成績に直接にかかわるようになるだけではない⁽⁵⁾、国家試験もその性格を変更した。大学の最終試験が意義をもつようになったからである。もっとも、法律の勉学が国家試験により修了する点には変化はない。そこで、試験の結果に対する大学の影響は、国家試験に關与する限りである。

第一次国家試験の一部を重点科目の試験で代替することがたんなる伝統の破壊を意味するのか、変化した環境への

適合とみるのが争点の一つである。基本的には、後者とみるべきであろうが、これによって、一九世紀以来、国家が独占してきた法曹資格の付与に關し、大学の関与が認められたことの意義は、決して軽視しえないであろう。⁽⁶⁾

二〇〇二年法が、法曹養成の趣旨を全体として弁護士養成に転換したこと、これに伴い大学によって多様な講義が導入されたことが、大学の関与によって国家試験の一部が代替されることの根拠となっている。従来から、試験科目のみに学生が集中することが避けられず、多様な講義を提供することへの障害となっていたからである。二〇〇二年改正法以前にも、実定法科目には、法制史、法哲学、法社会学の観点を採り入れるものとされていた。しかし、従来のような試験科目の限定は、現代的な養成には柔軟に対応することができないのである。⁽⁷⁾

2 法曹養成と国家の関与

ドイツの法曹養成は、近代以降、国家の独占のもとにあった。国家試験による統一的法律家の養成の制度である。古くは、ライヒ帝室裁判所 (Reichskammergericht) がこれにかかわり、近代以降はプロイセン国家が、法曹の候

補者が裁判官、弁護士、公証人として適格かどうかを判断する権利を留保しようとした。このうち、ライヒによる資格制限では、中世のライヒに実効力がなかったことから、各大学の法学部が行い、必ずしも国家の関与は直接的ではなかったが、官僚国家であるプロイセンは、法曹資格の授与を国家資格として大学から剥奪し、みずからに確保したのである。⁽⁸⁾そして、制度的にはほとんど大学の関与を認めない方式が、二〇〇二年の改正まで続いたのである。法曹の養成が基本的に大学に委ねられた他の大陸諸国やその伝統と、もっとも異なる点である。

法曹資格の付与に国家が直接かわることの目的は、効率的な司法と行政の運営にあった。司法と行政の組織を構築するために、非党派的かつ清潔な人材が必要であったからである。その方法として、プロイセンは、国家への忠誠心のある、また平均的な能力をもった、信頼すべき法律家を求めたのである。国家試験と実務研修はそのためのものであった。これには、多数の異なった地域からなるプロイセンの地勢的状况も影響していた。その結果、大学による養成を主とする他国において、法曹階級がしばしば国家やその政策に対する批判の主体となったのとは異なり、法曹

が批判的な層となることはなかった。他方、イギリスやフランスの法曹階級は、国民国家の中で成熟し、かつもつと国家から独立していたのである⁽⁹⁾。

もっとも、プロイセン型の養成にも部分的には、たんに保守的であるというだけではなく、当時としては進歩的であり民主的方法である面もあった。貴族の子弟でも、必要な能力なしには司法職につくことはできなくなり、他方、その他の者にも能力によって司法や行政の職につく機会を与えたからである。法曹養成は、近代国家建設のための国家的関心事の一つとなったのである。

効率的、非党派的、清潔な司法と行政の担い手の育成という目的は、おそらく、今日でも変わっていない。諸外国でも、法曹養成に対し、多かれ少なかれ国家の関与があることが大半である。もっとも、それを達成する方法は多様である。

その多くが、大学による養成であることはいうまでもない。ただし、大学やロースクールにおける勉強がただちに法曹資格の授与につながる例は少ない。多くは、国家や州の試験を伴う。そして、試験が資格試験の場合には、合格はただちに法曹資格を意味するが（アメリカの各州）。選

抜試験の場合には、その後の実務研修が行われる（フランス）。

ドイツの国家試験は、従来、この中間に位置した。第一次試験は、実務研修への入口であったが、選抜試験でなく、第二次試験も、資格試験であったからである。

一般に、選抜試験は、法曹資格者の中から官僚適合者を選ぶことを意図する場合に行われる。イギリスやフランスでも、伝統的に、官僚ではない弁護士については、大学や弁護士会の自治的組織による資格認定が行われた。資格試験は、大学による法曹養成の伝統に忠実な方法である。ドイツの国家試験は、国家が大学の卒業資格をも直接に認定した特異な伝統にもとづく。大学の法学部が独自の卒業資格を付与できるようになったのは、ようやく二一世紀初頭であった（上述の三〇％までの国家試験への関与）。

この伝統の上で、ドイツの法曹養成は、統一的法律家を目的とした。すべての法律家を国家が一元的に管理してきたのである。しかし、このような養成は高くつき、法律職のための実務研修者がすべて国（ラント。一八七一年の統一後は州である）による給与をうけるというのは、世界にもあまり例はない。法曹人口の増大と、官僚主義の排除の

観点からは、官僚の選抜は、法曹資格の授与とは別に行われるべきとの観点もありうる。

今日でも、統一的法律家のモデルを維持するべしとする観点は、なお強い。養成の幅が広いことから、履修者は、職業的な展望をもちうるし、その基礎が広いことから、短期間で隣接の領域にもなじむことができる利点があるのである。短期の養成には業種ごとの独立したコースに利点があるが、法曹養成の目的は、職業能力 (Berufsfähigkeit) をもつことであって、⁽¹⁰⁾ たんなる職業の準備 (Berufsfähigkeit) をすることではない。なお、ここには、法曹養成の単純な専門学校化に対するアンチテーゼも含まれており、法曹養成の理念や目的の問題がかかわっている。もっとも、理念の詳細については、本稿では立ち入りえない。

統一的法律家の資格に関連して、ドイツ弁護士会 (Deutscher Anwaltverein, DAV) の会長 Kilger は、二〇〇四年の総会のおりに、裁判官職のための能力よりも、弁護士職に向けた能力を望むものとした。弁護士の数のみが増大しながら、統一的法律家の像を求めめるかぎり、裁判官職がモデルとなるのではないかとの不信があるからである。

他方、弁護士の相談業務の独占の緩和が、連邦政府の課題となっている。インターネットで相談業務を行う会社を非法律家が弁護士とともに起こしたり、専門大学出身の経済法律家が独立して法律相談をすることもありうるものとされている。また、法曹養成の目標を弁護士養成におき、その質を転換することは、全ヨーロッパ的な弁護士業務の競争の観点から必要なものと目されている。すなわち、養成期間の短縮と負担の軽減である。

なお、ドイツの法曹養成制度は、全ヨーロッパの教育システムとの関係でも問題を生じている。すなわち、二〇一〇年までに、全ヨーロッパの大学に統一的形式を与えるとのボローニア方式 (Bologna-Prozess) の導入のために、学士 (Bachelor) と修士 (Master) の二段階の勉強方式の採用や勉強場所の変更可能性が提案されている。⁽¹¹⁾ ここで、とくに大学卒業資格に相当する第一次国家試験の位置づけが問題となる。もっとも、第一次国家試験や実務研修を学士認定や修士の課程によって代替しようとすることに対しては、なお強い反対がある(たとえば、バイエルン司法省)。統一モデルは、法律学のようなナショナルな領域には適さないというものである。

3 法曹養成の現代的課題

ドイツの法曹養成は、比較的早くに社会的な要請を達成したと位置づけられている。だれでも、収入や身分、人的な関係にかかわらず、また一九一九年からは女性も、法律職につく道が開けていたからである。すべての社会層が法律家になれることは重要である。この点では、まだ実質的には制限のあった一〇〇年前と今日では相違がある。たしかに、ドイツの法曹養成の制度は、一〇〇年前においても、身分制的要求を廃し開かれた資格であるとして、ヨーロッパでも先進的なものであった。もっとも、かつては法律の知識や能力のほかに、長期にわたる養成の間やっていけるだけの財産が実質的には必要であった。これも、一九一九年(12)に変わったのである。この議論は、大学における授業料の徴収、実務研修にさいしての給与の無償化の議論に影響を与えている(後述Ⅲ参照)。

試験と成績の統一性を連邦レベルで維持することが原則である。今日では、ドイツ裁判官法五d条一項二号がこれを明示している。「試験のための必要事項および成績評価の統一性は保障される」。また、第一次国家試験に合格した者は、いずれの州においても実務研修をすることができ

るし(同六条一項)、裁判官職の資格を取得した者は、連邦およびいずれの州でもその資格を主張することができるのである(同六条二項)。そのため、試験は州ごとに行われるが、試験機関は相互に密接なコンタクトをとっている。ちなみに、大学の入学資格試験であるアビトゥーア(Abitur)でも、問題は各州で作成されるが、全国的な統一性が維持される点は同じである。第一次国家試験を完全に全国四一の大学に委ねるとすれば、試験と成績の統一性は維持されない。統一性が維持されない場合には、実務研修の前に、入学試験をすることは避けられない。このような入学試験は、フランスやイギリスなど、一般的な(大学別の)終了試験しかしない国ではとられているとおりである。

〇二年改正法のもとでも、二段階法曹養成制度そのものには、変更がない。これに対するものとしては、かつて一九七〇年代に行われた一段階の法曹養成制度の経験がある。この一段階制は、一九八一年に廃止された。その後、一九九〇年代の末に、大学の勉学期間の短縮のために、一段階制に関する新たな議論があった。しかし、かつての失敗にかんがみて、大学からは反対が多く、全州の司法大臣会議も、二〇〇〇年末に、二段階制を維持することとしたので

ある。⁽¹³⁾

したがって、今日唱えられる法曹養成制度の改善とは、統一的法律家(法曹三者を共通に養成し、試験と成績の統一性をも害さない)、および二段階制を維持することを前提とする。○二年の改正において目的とされたのは、学生や修習生をなるべく安く大量に養成することではなく、養成の質的な改善である。⁽¹⁴⁾

とりわけ、法曹養成が現代的要請に適合する必要がある。なかでも弁護士実務への適応化が必要とされた。たんに法的状況を把握し判断するだけではなく、どうすれば当事者にとってより意義があるかの観点が重視される。そこで、弁護士研修の増加が採用され、ノルトライン・ヴェストファーレン州でも、一〇カ月とされた。これは、裁判官法による基準期間よりも一カ月長い。

大学では、表現術やレトリック、交渉術など実践的プログラムも採り入れられた。必修科目の試験のさいの口述や口頭報告(Vortrag)に関する科目も採り入れられる。また、国際性とヨーロッパ性が課題となる。そこで、専門的な外国語能力の確保が、必修科目の一部となる。外国での専門の勉学が重視されるのは大学にとどまらず、ノルトラ

イン・ヴェストファーレン州では、二四カ月のうち一カ月までの外国での実務研修も可能となった。⁽¹⁵⁾

○二年改正法は、従来の第一次国家試験を改革し、中間試験を導入した。この試験は、一八六九年まであったAnskulator(試補)試験に近い。同試験は、実務的な勉学期間のための前倒しの研修の入口であった。そこで、試補は文書を読んで、法廷と合議にも参加し、訴訟手続を学んだのである。三年間の理論的な勉学が先にあった(つまり三段階制である)。新しい州の法曹養成法(JAG)でも、中間試験が入学から一年半から二年後に行われ、専門の重点教育との間の節目となる。⁽¹⁶⁾

第一次国家試験では、必修科目に関して統一的法律家が必要とする能力と知識が判定される。形式的には、必修科目試験の縮減が行われた。第二次国家試験には、変更がない。二度の国家試験は、総合して、法律家としての能力と知識の判定を行う。一〇年前と異なり、研修は、四年ではなく、二年で終了する。試験も、ベルリンの司法試験機関がするのではなく、各ラントの試験機関による。さらに、かつては、二つの、家での作業(Hausarbeit)があり、これは一九一三年には監督下の課題作業(Aufsichtsar-

(9) 法曹養成制度と世紀の転換点の大学

beit) となったが、これは、将来通常の試験となる。当時も今も、口述試験の重要部分には書類による陳述 (Aktenvortrag) があるが、今日では、もっと短い実務的な準備作業 (Vorbereitung) を伴っている。(17)

4 バイエルン州の法曹養成

バイエルン州で、法曹養成の細目を定めているのは、法曹養成および試験規則に関する法 (Ausbildungs- und Prüfungsordnung für Juristen, JAPO, 2003, 10, 13) である。実務研修では、研修期間の長短に、州の若干の特徴が現れている。バイエルンでは、弁護士研修は、標準の九カ月のほか、一四カ月にいたることも可能である。試験では、弁護士に特化した教材に関するものが、今日すでに四〇%に達していると報告されている。(18)

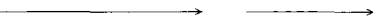
III 授業料有料化とコモーションリズム

1 大学の授業料有料化、登録料

北および西ヨーロッパの大半の国々と同様に、一九六〇年代以降、ドイツの大学は、授業料を徴収してこなかった。しかし、その後の学生数の増大に施設や予算が追いつかな

バイエルン州の新たな研修方式

4月開始の場合	9月	12月	4月	1月	4月
10月開始の場合	3月	6月	10月	7月	10月
5カ月	3カ月	4カ月	9カ月 (基準期間)	3-5カ月	
民事裁判所 Zivilgericht	刑事裁判所 StrafG.	行政関係 Verwaltung	弁護士事務所 Rechtsanwalt	重点領域 Schwerpunktbereich	



従来4カ月・大幅な伸長

各州における授業料と管理手数料の状況

州	授業料	管理料
Baden-Württemberg	標準勉学期間から4学期以上を対象	40ユーロ
Bayern	標準勉学期間から3学期以上を対象	50ユーロ
Berlin	なし	51ユーロ
Brandenburg	なし	51.13ユーロ
Bremen	15学期から(計画)	50ユーロ
Hamburg	標準勉学期間から4学期以上を対象	なし
Hessen	標準勉学期間の1.5倍を対象	50ユーロ
Mecklenburg-Vorpommern	なし	なし
Niedersachsen	標準勉学期間から4学期以上を対象	50ユーロ
Nordrhein-Westfalen	標準勉学期間の1.5倍を対象	なし
Rheinland-Pfalz	200SWSの負担モデル	なし
Saarland	標準勉学期間から4学期以上を対象	なし
Sachsen	なし	なし
Sachsen-Anhalt	標準勉学期間から4学期以上を対象	なし
Schleswig-Holstein	なし	なし
Thüringen	標準勉学期間から4学期以上を対象	なし

いことから、有料化が進められている。また、一九九〇年代から、授業料を徴収しない場合でも、学期ごとの学籍の登録料を徴収する制度が生じた。⁽¹⁹⁾

二〇〇四年までは、授業料を徴収する州と徴収しない州はほぼ半分ずつであるが、徴収する場合には、標準勉学期間から四学期以上を対象とする例が多い。標準勉学期間を四年とすれば、プラス二年以上である。標準勉学期間の一・五倍とする例もあるが、この場合にも、標準勉学期間を四年とすれば、プラス二年以上ということになる。一五学期というのは、七年半であるから、これよりも緩い。

授業料は、標準勉学期間を三、四学期超過した場合という例が多く、登録料は四〇から五〇ユーロである。いずれか一方の場合、両方を課す場合、両方とも課さない場合がある。⁽²⁰⁾

徴収の方法には、州による相違があるだけで、地域による大きな相違はない。それというのも、授業料の徴収は、理念と政策論でもあり、おおむね野党のCDU・CSU(旧コール政権)はこれに積極的であり、与党のSPDと緑の党(シュレダー政権)はこれに反対だからである。(なお、脱稿後、二〇〇五年一〇月から、CDU・CSU

とSPDの大連立政権 (Merkel) の協議が行われ、一月に発足した。」

2 憲法裁判所判決 (〇五年一月二六日)⁽²¹⁾

この対立の中で、〇五年一月二六日、連邦憲法裁判所 (第二部) は、大学基本法の第六次改正法 (6. Novelle des Hochschulrahmengesetzes) に関して、違憲の判断を行った。同法一条三号、四号は、州に、勉学のための費用の無償の原則を義務つけたが、これが無効とされたのである。連邦には、そのような立法権能はないとされた。もっとも、憲法裁判所は、各州による授業料の徴収それ自体が可能かどうかは決していない。

連邦政府とSPDの政権の州政府は、職業的な能力の勉学については授業料の無償 (Gebührenfreiheit für das erste berufsqualifizierte Studium) が、相当と考えている。他方、CDUが政権をもつ州では、有償とするものが多い。そして、旧コール政権のもとで有償化が進んだことから、シュレーダー政権の連邦政府は、州が社会的にミニマムの基盤の整備をする必要があるとして、後者が自由に授業料を徴収することに反対したのである。これには、他の先進

諸国に比して、ドイツの大学進学率が必ずしも高くはないこと、ドイツの若者は、必ずしも親の援助によらない場合が多いことから、アカデミックな教育にチャンスをもつ必要があるとの考慮があった。また、州によらず、勉学の機会が保障されなければならないこともあった。

しかし、連邦がこのような決定をすることは、基本法七五条一項一文、七二条二項に反するとされた。同時に、同判決は、大学基本法により、大学における学生団体の設立 (zur Bildung verfasster Studierendenschaften an den Hochschulen) を州の義務として定めることをも否定したのである。

3 登録料、管理手数料

バイエルン州とブレーメン州では、〇四一〇五年の冬学期に、管理手数料が五〇ユーロに値上げされた。バイエルン州では、手数料に対する訴訟も提起された。バーデン・ヴュルテンベルク州での退学手数料 (Rückmeldegebühr) に対し、連邦憲法裁判所は、これを違憲であると判示した。その結果、バーデン・ヴュルテンベルク州では、管理手数料が増額されたのである。ヘッセン州では、管理手数料に

対しても、訴訟が提起されたが、ヘッセンの行政裁判所(Hess. VGH)はこれを棄却した。

今日、ベルリン州、ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォールポンメルン州、ザクセン州、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州を除いて、標準勉学期間を超えた場合に一定の授業料が徴収されている。また、バーデン・ヴェルテンベルク州、バイエルン州、プレーメン州、ヘッセン州、ニーダーザクセン州のように授業料と登録手数料双方を課すところもある。

大学学長会議(Hochschulrektorenkonferenz)は、一学期五〇〇ユーロ、二年後からは一〇〇〇―三〇〇〇ユーロの授業料を提示している。⁽²²⁾

なお、司法修習生の第二次国家試験への受験手数料は、二〇〇三年九月に、連邦行政裁判所によって否定された(2 C 20/02, NVwZ 04, 347)。

4 大学の商業化とコマースリズム

大学予算の逼迫により、その商業化が問題となる。大学予算の逼迫は、直接には東西ドイツの再統一(一九九〇年)と、東地域への予算の投入に始まる。八〇年代終わり

までは、産学連携には疑いがあり、研究への脅威とも考えられたが、九〇年代には外部資金の導入が進んだ。もっとも、必ずしも一面的な礼賛というわけではない。

ドイツでもっとも外部資金の導入に成功したとされる例は、東ドイツ地域におけるドレスデン工科大学であるが、その成功に続くもの相次ぎ、現在、ドイツの大学の寄附講座(Stiftungsprofessur)は三〇〇を超える。性質上、企業の協力のしやすい経済学部が最大で三八%、その他の人文・社会学部で二〇%といわれる。その経費には、小規模の講座でも、二五万ユーロが必要であり、定着するまで最低五年間、講座の基礎的経費を負担するという。教授は、通常の人事手続で選考され、大学と州が任命する。寄附者は、講座に干渉することはできず、せいぜい名目的な顧問となるだけであるが、教授から定期的に研究成果の報告をうけることができる。⁽²³⁾

中世の例によれば、中世の教会は一大産業であり、真の宗教的活動は、むしろ修道院によって行われた。そして、前者の商業化は、宗教改革を招いた。また、教会と密接あるいは対抗関係にあった大学についても、その商業化は、宗教改革後の一部の大学の衰退をも招来したのである。

商業化はたんに、建物や学生証への企業ロゴの採用や寄附集め、寄附講座の設立だけにあるのではない。一見、学問的にみえる学術的補助金の獲得についてもある。すでに道路工事などの社会的・物理的なインフラが完備したところ、科学と学問が一種の公共事業となつていともいわれる。科学や学問そのものには、一見疑問のよちがないようにみえながら、その実、企業がやるべき実用一点張りの研究や会議や旅行を行うためだけの研究も混在している。とくに実用性を過度に強調することは、長期的な視野を妨げている。技術や補助金に対する信奉のみでは、倫理の希薄化を招くこともある。過度の商業化は、社会的信頼を失う可能性をも有しているのである。²⁴⁾

IV 国家試験の動向

1 第一次国家試験

(1)二〇〇四年度の第一次国家試験の受験者は一万二九七六人で、合格者は九六五五人となり、〇三年度から一万人を割り込んだ。²⁵⁾第一次国家試験の合格者が一万人を下回ったのは、一九九三年以来はぼ一〇年ぶりである。九四年から〇二年までは一万人を超えていた(九六年の一萬二五七

三人が最大)。一九九〇年の東西ドイツの再統一後の大幅な増加も一段落したのである。

合格率は七四・四％であった。成績の割合は、①優等、②優、③良好、④良、⑤合格、⑥不合格(① sehr gut、② gut、③ voll-befriedigend、④ befriedigend、⑤ ausreichend、⑥ bestanden nicht = mangelhaft)の順に、①〇・二％、②二・七％、③一三・〇％、④二七・六％、⑤三〇・九％、⑥二五・六％であった。ちなみに、①は二五人であり、〇・二％という割合は、一九八九年と同じであり、二〇〇〇年にはほぼ半減していた。⑤の最低合格の段階の割合は、ほぼ三〇％台である(九〇年代後半に高い)。⑤の低い成績の合格者と⑥不合格者の割合が高いことが特徴である。

はぼ一〇年前の一九八九年の割合は、①〇・二％、②二・一六％、③一〇・二八％、④二六・二％、⑤三五・九八％、⑥二五・二二％であった。これらを、グラフにすると、次頁のようになる。あいだに一九九〇年の再統一をはさんでいるが、基本的な傾向に変化はないといえる。中期的には、再統一後の九〇年代は、受験者、合格者(実数)はともに増大したが、半面、不合格者の割合も増大した

(三分の一近く)。九〇年代の変動が終わったことから、二〇〇〇年以後は、八〇年代までの伝統的な割合に回帰しつつあるように思われる。不合格者の割合は二五％台となった。

男女比率については、合格者のうち五〇・七％、不合格者のうち五六・六％がそれぞれ女性であった。受験者のうち五二・二％が女性であるから、ほとんど男女差はなくなっている。ただし、地域的な偏りはみられ、東ドイツ地域のメクレンブルク・フォールポメン州、テューリンゲン州(ザクセン州で五九・八％)では、女性(受験者)の割合が六〇％を超えているのに対し、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州やハンブルク州では、四七％にとどまっている。ラインラント諸州では、五〇〜五二％、南ドイツ諸州では、五一％である。

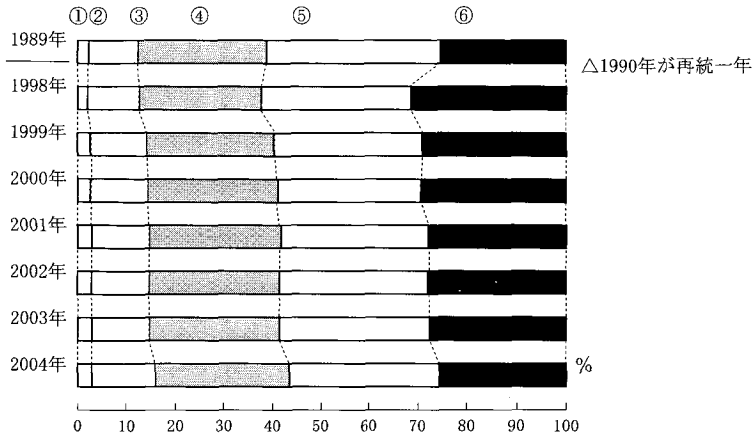
わがくにの司法改革との関連からみると、旧司法試験の合格率が三％程度とされ、ドイツの第一次国家試験の合格率が、七〇％を超えるのとは、一見非常な相違がある。

しかし、ドイツでも、第一次国家試験合格後、実務研修に採用されるまでの待機期間のほとんどないトップ・クラス
①② (sehr gut, gut) の第一次国家試験の合格率は、三

第1次国家試験の合格割合の推移

成績	①	②	③	④	⑤	⑥
1989年	0.2	2.16	10.28	26.2	35.98	25.22
1998年	0.16	2.07	10.44	25	30.89	31.44
1999年	0.14	2.42	11.68	25.98	30.86	28.91
2000年	0.1	2.45	11.99	26.32	29.26	29.14
2001年	0.15	2.67	12.10	26.90	30.27	27.91
2002年	0.15	2.67	12.02	26.60	30.55	28.02
2003年	0.2	2.7	11.9	26.7	30.9	27.6
2004年	0.2	2.7	13.0	27.6	30.9	25.6

(15) 法曹養成制度と世紀の転換点の大学



%にみたないから、この範囲では、かなり接近する。ドイツでも、合格範囲を①～④の *berufsbildend* までとし、現在の最低合格⑤ (*ausreichend*) を除外すれば、ほぼ三〇%が減少するから、合格率は一気に四〇%にまで減少する。一部には、合格者の研修への収容能力や待機期間の増大を考慮すると、これが適正範囲ともいわれる。合格者数拡大の意図される日本の試験とは逆の方向である。さらに、受験にもいたらない中途挫折者の存在をも考慮すると、ドイツの合格率も必ずしも高いわけではないのである。

(2) 合格率には、州によりかなりの相違がみられるが、二〇〇四年度は、ヘッセン州の八五・一%が最高であり、ハンブルク州の八一・七%がこれに続いている。他方、東ドイツ地域のザクセン・アンハルト州は六〇・八%、ザクセン州も六四・一%であった。南ドイツのバーデン・ヴュルテンベルク州も六九・四%であった。例年、東ドイツ地域と南ドイツ地域の合格率は低く、六〇%台が多いが、昨年まであった五〇%台の州はなくなった。東ドイツの諸州の低さは、一九九〇年の再統一以来の傾向である。当初のインフラの不備のほか、東西の経済や環境の格差など種々の事由が基因しているが、格差は確実に減少している。二〇

○四年の特徴として、ブレーメン州の六六・九%が西ドイツの中で低い。

国家試験に一回で合格せずに二回目の受験をする者が、毎年おり、二〇〇四年度は二一三三人であった。そのうち八三六人はまた合格しなかった。試験にもいたらずに勉学に挫折する者の存在とともに、受験を重ねても必ずしも合格することにはならないことを示している。受験機会は、基本的には二回に制限されている。第一次国家試験の方法や配点には、各州により工夫が凝らされているが、本稿では立ち入らない。

2 第二次国家試験と実務研修

第二次国家試験の二〇〇四年度の受験者は一万二七九人、合格者は九六三九人、合格率は八五・五%であった。

成績は、①〇・一%、②二・二%、③一五・八%、④三五・七%、⑤三一・七%、⑥一四・五%である。第一次国家試験の合格率は上がったが、第二次国家試験のそれは下がった。従来、東ドイツの諸州の合格率は低く、メクレンブルク・フォールポメン州は、七五・四%、ブランデンブルク州は、七七・四%であった。ザクセン・アンハルト

州は、八〇・四%となり、初めて八割台となった。その他の諸州も、八〇%台になり、西側諸州と比べてあまり遜色はない(ヘッセン州は八三・三%)。他方、北あるいは西ドイツの諸州で九〇%台を記録するところもなくなった。第二次国家試験にも工夫が凝らされるが、本稿では立ち入らない。筆記試験と口述試験(陳述を含む)の割合は、おおむね六〇%と四〇%となる。口述試験の比率がかなり高いことが特徴である。

二〇〇四年度に、実務研修をしている修習生は、二万〇八三二人であった。女性の比率は、数字が不明なヘッセン州とザクセン州を除くと、四九・八%であった。従来、東ドイツでは、女性の比率が六割を超え、女性の社会進出の割合が高い再統一以前からの傾向を反映していたが、近時では、あまり地域による相違はなくなってきた(ザクセン・アンハルト州のみ六三・七%)。

二〇〇四年度に新たに採用された修習生は、九一五二人であった。実務研修の期間は、近時では二年となっているが、人員の過剰から、採用数の増加は見込めず、むしろ減少傾向にある。資格者の過剰から、法曹、とくに定員のあがる裁判官や検察官への就職は、しだいに困難となり、採用

人数も頭打ちとなっている。⁽²⁶⁾

V むすび

(1) 一九世紀のドイツ法学を特徴づけるロマニステンとゲルマニステンの理論対立の一端にも、法曹養成制度の特徴、あるいはそれが前提としている理論と実務の分裂が、ある程度は反映されている。

すなわち、大学において圧倒的な影響力を有したのは、「現代」ローマ法学たる普通法学であったが、これが伝統的なゲルマン法を消去しきらなかつたのは、一八世紀において、自然法の名の下にゲルマン法的諸要素をも採り入れて編纂されたALR、ABGBが、実務において維持されていたからである。もっとも、ALR、ABGBの学問化・体系化も普通法学によつたから、その存在を過大視することはできない。そして、一九世紀を通じて、ALR、ABGBには、普通法学による新たな意味づけが行われたが、大学における普通法学が、ただちには実務を修正しえなかつたのは、二段階法曹養成制度の後半において、実務の伝統が維持される制度的保障があつたからである。フランス法でも、一九世紀から注釈学派によるローマ法

的解釈が全盛をきわめた。注釈学派は、その名のとおり、従来たんなる概念法学の徒として過少評価されていたように思われるが、その実体は、ドイツの後期普通法学と同様、ゲルマン的要素をも含む民法典のローマ法化であつた。たとえば、危険負担の理論において、起草者の自然法的な所有者主義を、ローマ法的な債権者主義に読み替へたことがその一例である。⁽²⁷⁾この場合には、学説の影響は直接的であつた。

他面において、養成制度の分離は、理論と実務の乖離という特徴をももたらすことになつた。これは、種々の場面において、学説と判例の乖離としてもみられる。また、このような二重構造は、ドイツ法の学説そのものの中にも、しばしばみられる。わずかとはいへ民法典にも採用されたゲルマン法的な解釈がそれである。この場合には、ローマ法的学説の硬直性を実務が救つたのである。そして、他の一例は、危険負担の諸主義にもみられ、ローマ法的な債権者主義とカノン法・ゲルマン法的⁽²⁸⁾(じつは自然法的)な交換主義との対立が明確に維持されたのである。

(2) 大学における予算や経費の問題に、本稿では立ち入ることはできなかった。修習生の給与削減は、再統一からの

財政問題と絡んで、近時の課題となっているが、歴史的にみれば、一九世紀には、長らく修習の期間は無償であった。当時の研修は、最低一年の裁判所におけるものすぎなかったが(Auskultator、そのあとにReferendarの研修期間があった)、修習生の家族は、第二次国家試験に合格するまで、修習生を経済的にサポートできることの証明を必要としたのである。これが、裁判官の養成に、実質的に経済的格差をもたらすものとして批判されたことはいうまでもない。⁽²⁹⁾ いわば、研修の給費制は、大学の授業料の無料の制度とパラレルな側面を有しているのである。

(3) 本稿では、一般的な入学の問題にも立ち入ることはできなかった。⁽³⁰⁾ 大学入試のさいにも、定員のある大学では(近時ではそのほうが多い)、入学希望者数が過剰な場合には、アビトゥーアの成績順に入学が決定されるから、希望先を変更しないかぎり、待機期間が生じることは避けられない。待機期間は、実務研修の暗部であるが、必ずしも実務研修のみに特有の現象というわけではない。とくに大学のそれは、能力による合理的なものとして、法のものとの平等に関する憲法問題を生じるとは考えられていない。

(1) Wiesacker, Privatrechtsgeschichte der Neuzeit,

1967, §18 I 2, S.313. 第一版の翻訳である鈴木祿弥訳「近世私法史」(一九六一年)三八二頁。一七章一二参照。Breslau 大学も、プロイヤーンの啓蒙主義の中心の一つであった。

(2) 本稿は、拙著「大学と法曹養成制度」(二〇〇一年)のドイツの法曹養成制度(とくに二五九頁以下)を補充するものである(以下【大学】と略する)。

(3) Gesetz zur Reform des Juristenausbildung v. 11.7.2002, BGBl. I, 2592; NRW JAG v. 11.3.2003; GY NRW 2003, 135.

二〇〇二年の法曹養成の改正法についての文献は多し。Gerhards, Festansprachen in Juristenausbildung zwischen Staat und Hochschule, 2003, S.17ff.; Bilda, Juristenausbildung im Wandel, NWVBl.2002, S.1; Wassermann, Revolution der Juristenausbildung, NJW 2001, S.3685 f.; Bull, Von der Rechtswissenschaftlichen Fakultät zur Fachhochschule für Rechtskunde?, JZ 2002, S.977ff.; Hesse, Die Reform des Jura-Studiums als Politik seiner Mechanisierung, JZ 2002, S.704f.; Hommelhoff und Teichmann, Das Jurastudium nach der Ausbildungsreform, Jus 2002, S.839.

(4) ただし、これには批判があり、監督下の課題作業の廃

止論もある。国家試験の受験者の増加による負担をおもな理由とし、さらに〇二年改正にみられた養成される法曹像の転換(裁判官から弁護士へ)が附加されることもある。

(5) 試験に対する大学の関与の承認には、ドイツの大学の同質性・平均性によるところが大きい。すなわち、A大学の点数も、B大学の点数も、同等か近似している必要があるからである。これが、大学間の競争という新たな観点とどう関係するかには争いがある。すなわち、格差を前提とすれば、いずれ外国流の競争試験が不可欠となるのではないかと点である。

(6) Gerhards, a.a.O. (前注⁶), S.18.

(7) 大学教育の内容では、一九六九年に、選択科目が設定されたことよって、法制史、法哲学、法社会学は、試験の基礎科目でもなく、影のような存在 (Schattendasein) となった (Müller, Die deutsche Juristenausbildung und Europa, DRIZ 1990, S.98f)。そこで、一九九二年の改正では、必修の科目を、民法(私法)、刑法、公法、手続法と哲学的、歴史のおよび社会的基礎のうえでの法学方法論(つまり、法哲学、法史学、法社会学)とした。すなわち、実定法科目に、これら基礎法的観点を附加するものとしたのである。

わがくにでも、各ロースクールが特徴を出そうとして工

夫した科目は、新司法試験の試験科目でないことから、受講者の少ないことに悩まされている。学生にとって、実務との連関とは、たんに受験に役立つかを意味するにすぎないからである。専門職養成でありながら、将来を見据えた選択ではなく、合格のみを目標とした選択が行われている。(8) おもに弁護士と公証人について、小野「公証人と公証人弁護士」専門家の責任と権能(二〇〇〇年)一五五頁所収参照。

(9) このような相違は、イギリスやフランスが国民国家であり、官僚的な制約を緩めても国家の存立が安定しようという相違にもよる。

しかし、司法官であった Kirchmann (1802-84) の Die Wertlosigkeit der Jurisprudenz als Wissenschaft (Ein Vortrag gehalten in der Juristischen Gesellschaft zu Berlin), 1848 (Neud.1988) は、概観法学者の批判であるながら (S.29, drei berichtigende Worte des Gesetzgebers und ganze Bibliotheken werden zu Makulatur) 部分的にはこれをもたらしっている当時の法制度や法曹への批判を包含するものであった。

もっとも、プロイセンの段階的養成制度そのものは、当時のヨーロッパでも類をみないものであり、外国からは、きわめて厳格な制度と評価されていた。cf. Stein, Legal

education in Mid-nineteenth century Germany through English eyes, *Quaestiones Iuris* [Festschrift für J.G.Wolf zum 70.Geburtstag], 1999, p.233.

(10) Gerhards, a.a.O. (前注⁹), S.18. 学生にとっては、実務を知る前に進路の細目を決定をする必要がないから、選択の誤りといった危険も少ない。また、法律職の間の軋轢も少なくなるとの利点がある。

(11) もっとも、ここでは、たんにヨーロッパ方式の移植というだけではなく、教育における伝統的なフンボルト理念をどこまで維持するべきかという観点が基礎となっている。

Vgl. Juristenausbildung zwischen Humboldt und Bologna, *Jus-Magazin* (Juristen im Bolognaprozess), 2005, Mai/Juni, S.7.

(12) しかし、近時、第一次国家試験の合格者の増大による経費の増大は、その給費の廃止の議論をもたらし、また大學生の増大の結果、授業料の有償化が議論されている。

(13) Gerhards, a.a.O. (前注⁹), S.20. 二段階法曹養成制度は、大学と国家の役割を、学問と実務、理論と実務に分ける伝統にもとづき、学界においても、Jhering 以来、広く支持されている。ただし、パンデクテン法学は、ALRの学問的な価値を認めなかったから、法の解釈がローマ法Ⅱ普通法学の方法によることは避けられなかった。Vgl.

Oebbecke, *Festsprachen, in* *Juristenausbildung zwischen Staat und Hochschule*, 2003, S.25ff. (S.27).

(14) Gerhards, a.a.O. (前注⁹), S.21. 建前上「コストの削減は、法曹養成改革の目的ではない」とされている。

(15) Gerhards, a.a.O. (前注⁹), S.21-22. ただし、外国での研修の機会が、一回のみである。一般的な職業能力の必要性から、特定の研修場だけが保障されるわけではなく、研修の機会が、フレキシブルに割り当てられ重点教育が行われる。

ドイツの法曹養成においても、マルチメディアやE・ラーニングなど新たな方法が必要となっている。Hilgen-dorf, *Juristenausbildung und neue Medien*, JZ 2005, S. 365.

(16) Gerhards, a.a.O. (前注⁹), S.22. 研修がフレキシブルにされることから、研修場所の変更も可能になり、弁護士研修は、三カ月まで公証人や法律相談の場所でもなされる。現代の二段階法曹養成制度は、第一次国家試験合格者である Referendar と、第二次国家試験合格者である Assessor を前提とするが、一九世紀の半ばまでの課程はより複雑であった。すなわち、大学教育の期間は三年であり、これに、一年半のプロイセン法の勉強期間があり、それぞれの講義の認定があった。大学の終了時には、ラント裁判所

長による試験があったが、対象は、ローマ法や理論的な問題にとどまった。

プロイセン法の実務的な勉強は、インターン(Auskultation)としての研修後に行われた(時代により、一年かそれ以上とされる)。裁判所での研修後に、プロイセン法と手続に関する試験があり、ここで初めて司法官試補(Referendar)とされたのである(他のラントでもほぼプロイセンの制度に準じた)。官吏とならない場合には、これでは法曹資格としては完成した。

しかし、官吏となる場合には、さらに二年間の研修の後に、また試験があった。この試験の対象は、司法だけではなく、政府の全機能をカバーするものであり(Gameralia)、合格率は、七〇%程度であった。その後行われる、官吏である判事補(Assessor)としての任命は、国家試験の成績によっていたといわれる。Vgl. Hattenhauer, Juristenausbildung – Geschichte und Probleme, Jus 1989, S.514ff.

(17) Gerhards, aaO. (前注e), S.23.改正法により、大学間の競争がもたらされた。大学は、それぞれの特色ある重点領域を作る必要がある。また、専門外国語と実践的プログラム、中間試験のための試験方法や重点領域試験を準備しなければならない。ただし、基準単位(Normenzahl)

は、およそ四分の三(八九から六六)に減少された。

著名な法学者では、Larenz(一九九三年に死亡)、政治家ではBismarck(1815-98)が法学部の出身であるが、いずれも第二次国家試験を経していない。しかし、ゲッチンゲン大学は、Larenzに、一九二八年にハビリタチオンを与えたのである。指導者であった法哲学者のBinderは、あまり実務研修の意義を認めていなかったといわれる。

(18) Kopp, Die neue Anwaltsausbildung in Bayern, Jus-Magazin, 2004, Nr.4, S.7.なお、ハイエルンでは、二〇〇六年秋にも、研修方式の変更が予定されている。

(19) 授業料有料化の一般的な動向については、小野・前掲書一八〇頁以下参照。

(20) Jus-Magazin 2004, Nr.4, S.4.

(21) BVerfG, 2 BvF 1/03 vom 26.1.2005, Absatz-Nr. (1-94).

(22) 〇三年六月九日の見解では、授業料(Studienbeiträge)の徴収には、下記の条件が必要とした。(1)授業料徴収をしても、州が大学の経費を削減しない、(2)大学が、その収入を教育のために投入する。(3)各大学が、裁量で徴収額を決定できる、(4)社会的弱者に配慮することである。提案された額は、一学期で最大五〇〇ユーロである。最大では年額一〇万円であるから、わがくにの国立大学のそ

れが五〇万円、私立大学では一〇〇万円を超えるのに比して、かなり低額といえる。なお、オーストリアでも、大学の授業料は、二〇〇一年まで無料であったが、その後年額四五〇ユーロで有料化が行われた。

(23) ドレスデン工科大学その他大学の外部資金の導入については、小野・前掲書三三五頁参照。

(24) Zeitschrift Deutschland, 2004, No.6, S.56. なお、イギリスやアメリカでは、留学生が多大の収入を大学にもたらしており、ドイツの大学でも留学生の数を増やすために国際資格との統一を行い、その結果、留学生の数が増大した(Zeitschrift Deutschland, 2005, No.1, S.51)。全世界に二〇〇万人の留学生がおり、その留学先の内訳は、アメリカが三〇%、イギリスと並んでドイツが二二%、オーストラリア一〇%、フランス九%、ちなみに日本は四%である。ドイツ独自の学位である Diplom, Magister の代わりに、共通学位である Bachelor が導入され、また EU の域内共通のヨーロッパ大学間単位互換制度(European Credit Transfer System, ECTS) による成績評価が行われる。点数も、統一基準で評価が共通化される。学士のあとは、四学期でマスターを取得できるとするものである。ドイツでも、共通学位による課程が出現し、〇一年に七六四課程〇四年に二五六一課程となった。二〇一〇年までに全国の

大学に普及すると見込まれている。

また、大学予算の一般的な逼迫から、図書館予算の削減も行われている。図書館は、かつては入っている図書、雑誌の数がその充実を示すものであったが、今日では、データベースの数がこれに代るものとなっている。しかし、データベースのみでは、その多くを有するアメリカの大企業やメディア、図書館の端末と変わらないことになり、図書館自体は不要ということになる。ヨーロッパの独自性が必要とされる。なお、欧米のメディアによる一極支配の構造は、わがくにでも共通した(より深刻な)問題である。とりわけ特色のない図書館には脅威となる。これについては、【大学】二四五頁参照。

(25) Ausbildungsstatistik, 2004, BMJ-Referat RB, 6, 2224 III-R 2 29 V 2005. なお、〇四年の国家試験の結果に *Der Jus-Magazin, a.a.O., 2005, Mai/Juni, S.4f. u. 5f.* 第一次国家試験の成績には州によりかなりの差があるが、本稿では詳細には立ち入らない(たとえば、〇四年の不合格者の割合は、ノルトライン・ヴェストファーレン州では、一九・五六%であるが、南ドイツのバーデン・ヴュルテンベルク州では、三〇・六%、東ドイツのザクセン・アンハルト州では、三九・二%に達する)。【大学】一九五頁参照。

(26) Erichsen, Podiumsgespräch, in Juristenausbildung

zwischen Staat und Hochschule, 2003, S.40. 卒業生のうち二〇%のみが公職につき、一〇%のみが法律関係の職につきにすぎない。シユンスター大学の卒業生でも、公職(Staatsdienst)につくのは、二〇%程度という。Vgl. Oebbecke, Festansprachen, in Juristenausbildung zwischen Staat und Hochschule, 2003, S.29. もともと、それでも、他の大学の課程で、林学や土木工学のそれよりも専門に関係ある職につく割合は高いといわれる。

実務研修の採用については、Bakshi, Einstellungsituation in für den juristischen Vorbereitungsdienst in Deutschland (Referendariat) – eine Übersicht (Berichte und Dokumente), Jus 1999, S.927f. 【大学】二〇一頁参照。

なお、日本の旧司法試験は、九〇年代から合格者数が増加したが、それでも、五〇〇人から一五〇〇人に増加した程度である。次頁グラフ参照。

(27) 小野・危険負担の研究(一九九五年)三二六頁、三二七頁参照。

(28) 【大学】五二頁参照。

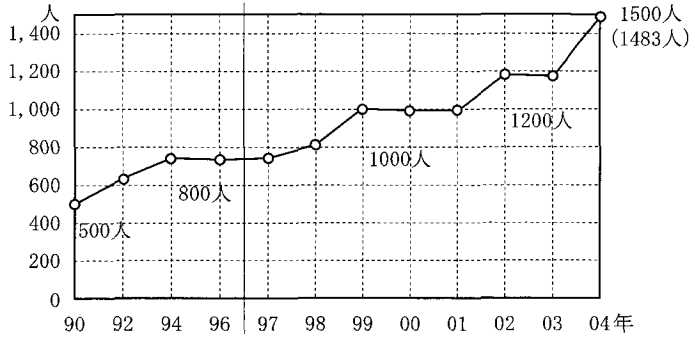
(29) これにつき、【大学】五二頁、六五頁注一五参照。

(30) ドイツの大学入学試験(Abitur)に相当するのは、オーストリア、スイスのMatura, フランスのバカロレア

である。〇四年二月に、バカロレア試験の改革案が出され、筆記試験の科目を半減し、平常点や実習成績による「総合評価」を加えることが提案されたが、「総合評価」の客観性に疑問が出され、〇五年二月に、事実上撤回された。イタリアでも、EUの統一システムにあわせて、義務教育を八年から一〇年に延長し、大学を四年から三年に短縮する改革が行われたが、その評価は未定である。

ドイツの大学は基本的に入学試験をしないが、そのために、大学と学生のミスマッチが生じ、大学生の三分の一が専攻を変え、四分の一が退学するといわれる。そこで、芸術系の、とくに音楽大学は、入学試験をしている。成績表と推薦状のほかに、志望理由を述べた文書の提出が必要となったり、面接試験をする例もある(ロイトリンゲン専門大学)。Vgl. Zeitschrift Deutschland, 2005, No.1, S.38.

旧司法試験の合格者数(06年から新試験)



(一橋大学大学院法学研究科教授)